

情 個 審 第 2 0 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

行政文書開示決定等に対する審査請求について（答申）

平成 3 0 年 4 月 2 4 日付け政調諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙
のとおり答申します。

記

「特定市立中学校の生徒が死亡した件に関する文書」開示決定等に係る審査請求事案

(情報公開諮問第 1 8 0 号)
(情報公開答申第 1 5 3 号)

1 から別表 3 までの「行政文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表 1 の文書 1 から文書 17 までの文書について、開示決定（以下「本件処分 1」という。）を行い、別表 2 の文書 18 から文書 33 までの文書の同表「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分 2」という。）を行い、別表 3 の文書 34 から文書 39 までの文書について、同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする不開示決定（以下「本件処分 3」という。）を行った。

また、実施機関は、本件処分 1 については、平成 29 年 12 月 1 日付け政審指令第 1 号（以下「本件通知書 1」という。）、本件処分 2 については、同日付け政審指令第 2 号（以下「本件通知書 2」という。）、本件処分 3 については、同日付け政審指令第 3 号（以下「本件通知書 3」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成 29 年 12 月 21 日、審査請求人は、本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3（以下「本件各処分」と総称する。）の取消しを求めて、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、また、請求の対象となる行政文書を特定した上で、不開示とされた部分については、実施機関の職員の自宅住所以外を全て開示するとの決定を求める。

さらに、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は対象文書を情報公開の適用除外若しくは「解釈上の不存在」と判断することが違法である。本件いじめ自殺事案に関する文書が本件各処分で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。

イ 不開示部分は、職員の自宅住所を除き、条例第 7 条各号のいずれにも

該当しないか、仮に同条各号のいずれかに該当したとしても、同条各号ただし書の全てに該当する。

ウ 不開示部分は、職員の自宅住所を除き、いずれも条例第9条に該当する。

エ 国会議員，都道府県議会議員，市区町村議会議員等の政治家が意見，苦情，問合せ等をしてきたのであれば，当該行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり，その氏名は，公務員の職務遂行情報に当たる氏名である。

また，連絡先や住所も事務所や議員宿舍等のものであれば公表慣行があり，条例第7条第2号に該当しないか，仮に同号に該当したとしても同号のただし書の全てに該当する。

一般市民からの問合せについては開示すべきでなくとも，本件いじめ自殺事案の重大性から，政治家が問合せをすることも十分に考えられ，当該場合には，政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定からも政治家としての公務であり，プライベートには当たらない。

オ 本件処分1には，審査請求を行うことができる旨の教示が無く，また，本件処分2及び本件処分3には，不開示理由の付記に不備があることから，本件各処分は取消しを免れない。

(2) 反論書における主張について

ア FAXによる反論書の提出を認めないことが行政不服審査法に違反することについて

郵送や持参に係る金銭的・時間的な負担を考慮し，同法第1条の規定（簡易な救済）並びに条例の趣旨及び目的に鑑み，FAXによる反論書の提出を認めるべきである。

イ 行政文書の特定

本件いじめ自殺事案に係る県議会宛ての抗議，意見，要望等の電子メール，手紙，FAX，電話，来庁の応対時の記録等が特定されておらず，請願や陳情の文書も特定されていない。

また，配布資料は，議員にのみ配布されたもの，傍聴者にのみ配布されたもの，両方に配布されたものなど，一切を特定すべきである。

ウ 不開示部分の不開示理由の非該当性について

(ア) 職員番号については，公務員が職務遂行のために割り振られた番号であるから，条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(イ) 職員のメールアドレスについては，開示された行政文書からして明らかにプライベートのものではなく，公務員として職務遂行上使用するものであるから，条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(ウ) 調査委員会設置までのスケジュール（予定）の一部については、特定の個人の抽象的な性質までも何ら説明しないとは、条例第11条第1項のみならず、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反しており、明らかに、不自然かつ不合理である。

(エ) 県民相談のメール送信者の氏名、性別、職業及びメールアドレスについては、無記載のものであれば、個人識別情報に該当せず、開示すべきである。

また、記載されていても、氏名及びメールアドレスを不開示とすれば、個人を特定することができず、単なる統計情報に相当する情報であることから、条例第8条第2項の規定により部分開示すべきである。

(オ) 県民相談のメールの問合せ内容及び橋本県知事宛て書簡については、個人が特定される記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきである。

(カ) 旅行命令伺申請日及び旅行期間については、公務員による遺族側との打合せに関する情報であるから、遺族の私的な旅行に関する情報ではない。

公務員の職務遂行情報を遺族のプライベートと関連付けて不開示とすることは許されず、条例第7条第2号に該当しないか、仮に同号に該当したとしても、同号ただし書ウに該当する。

(キ) 調査対象者については、いじめ及びいじめの隠蔽に関係した者を当然に含めていなければならない。具体的には、担任教師、校長、教育長、教育委員、教育委員会職員等である。検討段階であるから不開示とするのではなく、まだ決定されていないからこそ、どういう立場の者が調査対象者になっているのかを開示し、いじめの被害者団体等が行政に本件いじめ自殺事案の検証や再発防止に係る意見を提出することに資することが、条例第1条及び第3条第1項の規定並びに条例全体の精神に合致する。

実施機関は、いじめ被害者が常に相当の心理的負担を被っているにもかかわらず、いじめを単なるじゃれ合いやいたずらとして処理し、いじめを放置して尊い子どもの命を失わせておきながら、教師等の公務員が調査対象者とされたら、突然に調査対象者という一事をもって不開示理由に該当するほどの事態が引き起こされると判断することは、法の下での平等に反し違憲であり、条例及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に違反し、到底、許されることではない。被害者救済といじめの再発防止のために、不開示とされた情報を開示す

ることこそが情報公開の精神である。

本件いじめ自殺事案においていじめがあったことは、れっきとした事実であり、担任教師、校長、教育長、教育委員、教育委員会職員等は、明らかにいじめと関わりのある者である。情報公開の開示文書に基づく市民の見解は、仮に行政と異なる見解を持とうとも、又は行政と同様の見解を持とうとも、正しい見解であり、誤解には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理解といい、行政の言い分に反する理解を誤解というのは、明らかに国民主権、民主主義及び公務員奉仕制に違反する違憲の弁明である。主権者が開示文書の記載や処分庁への聴取等によって得た見解は、人ごとに異なろうとも、混乱ではない。

- (ク) 文部科学省からの見解、連絡及び回答については、条例に前例がないものや異例なものを不開示とする規定は存せず、そもそも、いじめ防止対策推進法に基づく検証自体が前例のないものであるからこそ、他の自治体において参考にされるものであるから、公開される情報として扱うべきである。

また、文部科学省の見解については、途中経過ではなく、文部科学省から発出された時点で確定した見解であり、途中経過を回答することではない。

本件いじめ自殺事案の重大性に鑑みても、こうした情報を開示することが情報公開及びいじめ防止対策推進法の精神に合致するものである。

したがって、当該情報のような情報こそ開示することが条例の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。

- (ケ) 顧問弁護士の案やコメントについては、弁護士のノウハウに関するものではなく、顧問契約に基づいて意見をすることが弁護士の義務であるから、開示しても、率直な意見や踏み込んだ意見をしなくなるおそれはない。むしろ、顧問弁護士の見解を開示することが情報公開の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。

また、争訟に発展した場合であっても、いじめ自殺の隠蔽がなされたという本件いじめ自殺事案の性質や、従来、いじめに関して自治体の顧問弁護士たちが隠蔽に終始してきたことも考慮すると、不開示部分は、いかにしていじめがなかったことにできるかを意見した高度の蓋然性がある。

さらに、情報公開は、証拠資料が行政にほぼ独占されているという不均衡を崩すためにも利用されるものであるから、実施機関の当事者

としての地位を不当に害するおそれもなく、条例第7条第6号イには該当しない。

- (コ) 実施機関が参考にした他の自治体名、報酬総額等については、当然に主権者に開示すべきものである。そもそも当該経費は、各自治体における財務会計上の行為等として、住民監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開される情報として取り扱われるべきものである。公金支出や積算根拠の情報が不開示とされてしまうとオンブズマン活動に著しい支障を来すことが避けられず、実施機関や参考自治体における民主主義は停滞を免れない。県政における民主主義を守ることこそが実施機関の最も基本的かつ最低限の責務であり、条例第7条第6号に該当しない。
- (サ) 遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報は、条例第15条各項のを行った上で判断すれば十分であり、遺族等から開示に反対する意見書が出されていないこと及び遺族が積極的にマスメディア等で本件いじめ自殺事案に関する情報を公表していることに鑑みれば、条例第7条第6号に該当しない。
- (シ) 県内部での検討等に関する情報については、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であることから、遺族側に提供していないことをもって不開示理由に該当すると判断することは許されない。言い換えれば、当該情報を遺族側に提供していないことがいじめ防止対策推進法違反であり、そのことによって既に遺族側との信頼関係が崩れ得るものであり、その事実を隠蔽することが社会正義並びに情報公開の趣旨、目的及び効果に照らして違法であることは明らかであり、条例第7条第6号に該当しない。
- (ス) 本件いじめ自殺事案を引き起こしたのは、いじめを放置した教育行政であることを忘れてはならない。本件のような場合にさえ公益上の理由による裁量的公開を実施しないのならば、条例第9条による公開実施の機会が存在しなくなってしまう。子どもの尊厳を守るため、不開示とされた情報を開示することこそ情報公開制度の意義があるから、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。
- (セ) 条例第7条第6号に該当するとした不開示部分については、同号のアからオまで又はその他のいずれに該当すると判断したのかが記載されていないため、条例第11条各項並びに行政手続条例第8条各項、第14条第1項及び第3項に違反し、理由の説明に不備がある。

また、その他の不開示部分についても、理由の付記に不備があることから瑕疵ある処分と言わざるを得ず、取消しを免れない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件いじめ自殺事件に関する文書が、本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底、考えられない。」と主張している。

まず、文書の探索については、担当課及び本件請求に係る行政文書を保有している可能性のある課等において探索を行ったが、本件行政文書以外の存在を確認することはできなかった。

次に、条例の適用除外になる行政文書については、条例第35条においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）が適用除外となる行政文書は条例の適用除外となることを定めている。

当該規定は、国の取扱いにならば、個別の法律の定める制度において、文書等の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度に委ねることが適当であるとの観点から、情報公開法の適用除外措置がとられている文書等については、条例の規定を適用しないこととするものである。

本件各処分においては、いじめ防止対策推進法で情報公開法の規定を適用しないとする定めはなく、条例第35条の規定により適用除外とした文書等は存在しない。

さらに、「解釈上の不存在」については、条例第2条第2項に定める行政文書の要件を満たしているにもかかわらず、要件を満たさないとして条例の対象から除外することを指していると思料するが、行政文書の要件を満たしているにもかかわらず条例の対象から除外した文書等は存在しない。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件処分2及び本件処分3において、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示とした情報は、その内容から次に掲げる情報に分類することができる。

ア 「職員番号」、「自宅住所」、「旅行経路の一部」及び「職員のメールアドレスの一部」

文書18、文書23、文書27、文書30、文書31及び文書33の「職員番号」並びに文書23、文書27、文書30及び文書31の「自

宅住所」及び「旅行経路の一部」並びに文書29の「職員のメールアドレスの一部」については、特定の個人である実施機関の職員を識別できる情報であるため、同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

イ 「調査委員会設置までのスケジュール（予定）の一部」

文書28の「調査委員会設置までのスケジュール（予定）の一部」については、特定の個人を識別できる情報であるため、同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

ウ 「送信者の氏名」，「性別」，「年齢」，「職業」，「メールアドレス」，「問合せ内容」及び「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」

まず、文書29の「送信者の氏名」，「性別」，「年齢」，「職業」，「メールアドレス」及び「問合せ内容」並びに文書36の「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」（以下「問合せ者個人情報」という。）のうち、まず、「送信者の氏名」，「性別」，「年齢」，「職業」及び「メールアドレス」については、メールの送信者を識別できる情報であるため、同号本文に該当する。

次に、問合せ者個人情報のうち、「問合せ内容」及び「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」については、思想、信条等個人の内心や人格等と密接に関係する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

エ 「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」

文書30及び文書31の「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」については、遺族側と打合せをした日及びそれを推測できる日が記載されており、これらは遺族側の私生活に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

(2) 条例第7条第5号該当性について

本件処分2において、条例第7条第5号に該当することを理由として不開示とした情報は、文書32の「調査対象者」である。

「調査対象者」については、今後、調査委員会により審議、検討される情報であって、決定している情報ではない。また、場合によっては、調査対象者として記載されていても、調査が行われないことも考えられる。

なお、調査対象者であるかどうかは、調査対象者本人に対しては、相当の心理的影響を及ぼす情報である。

よって、調査委員会で決定していない現在の状況では、公にすることにより、あたかも調査対象者がいじめと関わりがあるとの誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件処分2及び本件処分3において、条例第7条第6号に該当することを理由として不開示とした情報は、その内容から、次に掲げる情報に分類することができる。

ア 「文部科学省の見解」，「文部科学省の連絡事項の一部」及び「文部科学省からの回答の一部」

文書19，文書21及び文書22の「文部科学省の見解」，文書20の「文部科学省の連絡事項の一部」並びに文書24の「文部科学省からの回答の一部」（以下「文科省情報」という。）については、本件いじめ自殺事案に係る県の対応について、いじめ防止対策推進法を所管する文部科学省に相談した際の情報であるが、今回の事案は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で、県が調査を行うことが可能かどうかを相談したものであり、前例のない異例中の異例の相談である。そのような相談に対応した文部科学省の担当者の見解等は、当然、途中段階のものであり、精査されたものではない。文科省情報を公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

イ 「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」

文書22及び文書26の「相談結果」並びに文書26の「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」（以下「顧問弁護士情報」という。）については、本件いじめ自殺事案に係る県の対応について、その法的問題を相談した際の情報であるが、顧問弁護士情報は、顧問弁護士の有する知識・ノウハウに基づく一つの考え方である。顧問弁護士情報を公にす

ると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に、率直な意見や、より踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号本文に該当する。また、争訟に発展した場合には、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号イに該当し、不開示とすべき情報である。

ウ 「他県の状況」

文書32の「他県の状況」については、本件いじめ自殺事案に係る調査委員会の経費を積算するに当たり、他県の状況を聞き取った情報であるが、当該情報は、同じ地方公共団体として外部には公にしないという前提の下、業務上の必要性を考慮の上、他県の担当者から任意で提供されたものである。こういった情報を公にすると、他県との信頼関係を失い、今後、他県から情報を得たいときに、必要な情報を直ちに得られなくなってしまう。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

エ 「検討案の前提となる事項」、「事務処理のスケジュールその他必要事項の一部」、「遺族側への回答についての一部」、「申入書（平成29年7月11日）」、「意見書（平成29年7月21日）」、「遺族側との打合せ①結果」、「遺族側との打合せ②結果及び資料」並びに「遺族側との協議結果（電話及びFAX）」

文書21及び文書22の「検討案の前提となる事項」、文書25の「事務処理のスケジュールその他必要事項の一部」、文書26の「遺族側への回答についての一部」、文書34の「申入書（平成29年7月11日）」、文書35の「意見書（平成29年7月21日）」、文書37の「遺族側との打合せ①結果」、文書38の「遺族側との打合せ②結果及び資料」並びに文書39の「遺族側との協議結果（電話及びFAX）」（以下「遺族情報」という。）については、遺族及びその代理人とのやりとりや、やりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報である。

まず、遺族情報のうち、遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報は、信義則的に遺族と県との間だけのものであり、いわば調査の実施に係る交渉の事務に関する情報である。

また、今回、県が調査委員会を設置して調査することとなった経緯としては、特定市教育委員会が「いじめによる重大事態に該当しない。」と議決しながら、調査委員会を設置して調査するといった、誤った対応

により、遺族との信頼関係を失ったことが一番の要因である。このような経緯から、この調査の実施には、遺族との信頼関係が極めて重要であり、遺族との信頼関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれ大きい。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号本文及びイに該当し、不開示とすべき情報である。

次に、遺族情報のうち、やりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報については、交渉の事務の一部に当たる情報であるとともに、遺族側にも提示していない情報である。こういった情報を公にすることは、遺族との信頼関係を損ねるおそれ大きく、遺族との信頼関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれ大きいことから、同様に不開示とすべき情報である。

3 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

審査請求人は、審査請求書において「不開示部分は、職員の自宅住所を除いて、いずれも、条例9条に該当する。」と主張しているが、条例第9条に定める公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。今回、本件処分2及び本件処分3において不開示とした部分を開示することが、公益上特に必要があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において「国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば、その行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名は公務員の職務遂行情報の氏名であり、連絡先や住所も事務所や議員宿舎等のものであれば公表慣行があり、条例第7条2号には該当しないか、たとえ該当したとしても、ただし書アないしウの全てに該当する。一般市民からの問い合わせについては開示すべきでなくとも、本件いじめ自殺事件の重大性から、政治家が問い合わせをすることも十分に考えられる。そのような場合は、政治資金規正法の規定からも、政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。」と主張しているが、国会議員、他都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家から意見等が出された事実はなく、茨城県議会議員からの意見・問合せ及びそれに対する対応については、本件各処分で開示しているとおりである。

また、審査請求人は、その他種々主張しているが、不開示情報の該当性に

については上記2のとおりであり、審査請求人のその他の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件各処分は、条例の規定に基づき適正に行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分1の行政文書の特定について

本件請求は、上記第2の1の内容が記載された文書一切の開示を求めたものである。

実施機関は、本件行政文書を特定し、その全部を開示する行政文書について、本件処分1を行ったのに対し、審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と主張しているので、以下では、まず、行政文書の特定の妥当性について検討することとする。

(1) 本件請求の対象となる行政文書を条例の適用除外と判断することが違法であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、いじめ防止対策推進法で情報公開法の規定を適用しないと定める定めはなく、条例第35条の規定により適用除外とした文書は存在しないと主張している。

当審査会で確認したところ、同条では、個別の法律の規定により情報公開法の規定が適用されないこととされている文書等については、条例の規定を適用しないとされているところ、いじめ防止対策推進法において情報公開法の規定を適用しないと規定は、存在しない。

よって、実施機関の主張は、妥当であると判断する。

(2) また、審査請求人が、本件請求の対象となる文書等について条例に規定する行政文書に当たらないと解釈することが違法であり、かつ、文書の探索が不十分であると主張しているのに対し、実施機関は、条例に規定する行政文書の要件を満たしていながら条例の対象から除外した文書等は、存在しないと主張している。

そこで、改めて、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、本件処分1の行政文書の特定の経緯についても確認させたところ、実施機関から、次のとおり説明があった。

ア まず、本件請求時には、担当課の執務室内の書庫に保存している文書及び執務で使用するハードディスクに保存している電磁的記録について、探索を行うとともに、関係課等に探索を依頼し、本件行政文書を特定し

た。

次に、審査請求時には、改めて、他にも関係課等があるかどうか検討するとともに、担当課執務室内の書庫等の探索を行ったが、本件行政文書以外の存在を確認できなかった。

イ 審査請求人が主張する県議会宛ての抗議、意見、要望等の電子メール、請願等の文書については、仮に存在しているとしても、それらの文書は、県議会が保有する文書であり、実施機関が保有するものではない。

(3) 当審査会において、上記(2)ア及びイの実施機関の説明について検討したが、実施機関の行政文書の探索の範囲及び方法が不十分であるとは認められなかったほか、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

(4) 以上のことから、実施機関が別表1の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定したことは妥当であると判断する。

なお、本件処分2及び本件処分3の行政文書の特定については、以下2において述べるとおり、実施機関において、当該処分を取り消し、改めて、処分を行う必要があることから、この答申においては、特定の是非について言及しない。

2 不開示理由の付記について

(1) 本件処分2及び本件処分3の不開示理由の付記について

理由の付記について、審査請求人は、「部分開示決定及び不開示決定については理由付記に不備があり、・・・処分の取消は免れない。」と主張しているので、本件処分2及び本件処分3の不開示理由の付記について検討することとする。

ア 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときは、茨城県行政手続条例第8条第1項及び第2項の規定により、その理由を書面により通知しなければならないとされている。

これは、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであると解される。

また、実施機関が不開示決定通知書に付記すべき理由の程度については、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決においては、「開示請求者において、・・・所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示理由の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請

求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、・・・理由付記としては十分では・・・ない。」とされている。

この点に関し、東京地方裁判所平成16年4月23日判決においては、当該事案における不開示決定通知書に記載された対象文書の名称と不開示の理由の記載と合わせ読めば、情報公開法の所定の規定に基づいて不開示決定がされたことを容易に知り得るはずであるとして、理由の付記に不備はないとされている。

すなわち、不開示理由の付記については、不開示決定通知書や部分開示決定通知書の理由の欄に記載された不開示の理由だけでなく、当該通知書に記載された行政文書の名称及び開示することができない部分を特定する記載と合わせ読めば、開示請求者が不開示の理由を知り得る程度の記載がされているような場合は、不開示理由の付記として不備があるということにはならないと解される。

イ 一方で、上記最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決においては、東京都が条例第7条第6号に相当する「東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年東京都条例第109号）第9条第8号」に基づき、ある文書を「非開示」とした事案について、「同号は、開示の請求に係る公文書に、『監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、学術研究計画及び未発表の学術研究成果、用地買収計画その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、大学の教育若しくは研究の自由が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は都の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの』に該当する情報が記録されているときは、当該請求に係る公文書の開示をしないことができるとするものである。」とした上で、東京都が「非開示」の理由を「東京都公文書の開示等に関する条例第9条第8号に該当」と記載したことについて、「公文書の開示の請求は、開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出してしなければならないとされている（本条例6条3号）ので、当該公文書の非開示理由として本条例9条8号に該当する旨の記載のみによって、開示請求者において、当該行政文書の種類、性質あるいは開示請求書の記載に照らし、非開示理由が同号所定のどの事由

に該当するのかをその根拠とともに了知し得る場合があり得るとしても、同号に該当する旨の記載だけでは、開示請求者において、非開示理由がいかなる根拠により同号所定のどの事由に該当するのかわかり得ないのが通例であると考えられる。これを本件についてみるに、被上告人によって前示のとおり特定された本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかわかり得ないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に『東京都公文書の開示等に関する条例第9条第8号に該当』と付記されたにすぎない本件非開示決定の通知書は、本条例7条4項の定める理由付記の要件を欠くものというほかはない。」と判示している。

すなわち、不開示の理由として、複数の事務事業の類型及び開示することによる複数の支障が規定されているような場合においては、不開示とする理由として単に当該規定を記載したのみでは、いかなる根拠により、当該規定所定のどの部分に該当するのかわかり得ないことから、不開示理由の付記として不備があると判断される場合があると解されている。

下記(2)及び(3)においては、上記の判例を踏まえ、本件通知書2及び本件通知書3に理由付記の不備があるかどうかについて、検討することとする。

(2) 本件通知書2の不開示理由の付記について

本件通知書2の(別紙)には、行政文書の名称、開示することができない部分の概要及びその理由として根拠規定を引用したものが記載されていることが認められる。

ア 文書18及び文書33の「職員番号」等が条例第7条第2号に該当する理由の付記について

本号では、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護される利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとされている。

(ア) 文書18及び文書33の「職員番号」

本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概

要」欄の「職員番号」との記載及び「その理由」欄の「条例第7条第2号該当」との記載から、不開示部分に特定の個人である実施機関の職員を識別できる情報が記載されていると推測することができることから、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書18及び文書33の「職員番号」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(イ) 文書23, 文書27, 文書30及び文書31の「職員番号」, 「自宅住所」及び「旅行経路の一部」

本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「職員番号」, 「自宅住所」及び「旅行経路の一部」との記載並びに「その理由」欄の「条例第7条第2号該当」との記載から、不開示部分に特定の個人である実施機関の職員を識別できる情報が記載されていると推測することができることから、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書23, 文書27, 文書30及び文書31の「職員番号」, 「自宅住所」及び「旅行経路の一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(ウ) 文書29

a 「職員のメールアドレスの一部」

本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「職員のメールアドレス」との記載及び「その理由」欄の「条例第7条第2号該当」との記載から、不開示部分に特定の個人である実施機関の職員を識別できる情報が記載されていると推測することができることから、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書29の「職員のメールアドレスの一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

b 「送信者の氏名」及び「メールアドレス」

本件通知書2の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「送信者の氏名」及び「メールアドレス」との記載並びに「その理由」欄の「条例第7条第2号該当」との記載から、不開示部分に特定の個人であるメールの送信者を識別できる情報が記載されていると推測することができることから、審査請

求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書29の「送信者の氏名」及び「メールアドレス」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

c 「問合せ内容」

本件通知書2の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の「問合せ内容」との記載及び「その理由」欄の「条例第7条第2号該当」と記載されているところ、通常、「問合せ内容」のような部分には、問合せを行った者が問合せたいと考えた内容等が記載されており、その内容等については、個人的人格と密接に関係し、開示されることにより当該問合せを行った者の権利利益を害するおそれのある情報であると推測することができることから、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書29の「問合せ内容」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

イ 文書32の「調査対象者」が条例第7条第5号に該当する理由の付記について

(ア) 本号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記録されているときには、これを開示しないという規定であるが、本号では、審議、検討又は協議に関する情報に係る複数の機関及び当該情報を公にすることによる複数の支障が規定されており、上記(1)の最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決の場合と同様に、不開示とする理由として、単に当該規定を記載したのみでは、いかなる根拠により、どの機関の審議等に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかについて、開示請求者が知り得ないことから、不開示理由の付記として不備があると判断される場合があると考えられる。

(イ) これを本件についてみるに、本件通知書2の（別紙）の表の「その理由」欄には、単に「条例第7条第5号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の（別紙）の表の欄外には、「県の機関における審議、

検討又は協議に関する情報」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関における審議等に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「特定市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会に係る経費について」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「調査対象者」との記載と合わせ読んでみても、当該部分が本号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」のどの部分に該当するかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書32の「調査対象者」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

ウ 文書19の「文部科学省の見解」等が条例第7条第6号に該当する理由の付記について

本号は、「県の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記載されているときには，これを開示しないという規定である。

また，本号は，「ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」，「イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」，「ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」，「エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」という，複数の事務事業の類型及び公にすることによる複数の支障が掲げられた規定であり，上記（1）の最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決における「東京都公文書の開示等に関する条例第9条第8号」に相当する規定であるから，同判決の場合と同様に，不開示とする理由として，単に当該規定を記載したのみでは，いかなる根拠により，どの機関が行う，いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより，ど

のような支障が生ずるのかについて、開示請求者が知ることができないといわざるを得ない。

よって、後述のとおり、文書19の「文部科学省の見解」等を不開示とすべき理由の付記は、不備であると考えられる。

(ア) 文書19の「文部科学省の見解」

本件通知書2の(別紙)の表の「その理由」欄には、単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の(別紙)の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「業務報告(平成29年7月20日)」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の見解」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書19の「文部科学省の見解」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(イ) 文書20の「文部科学省の連絡事項の一部」

本件通知書2の(別紙)の表の「その理由」欄には、単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の(別紙)の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「業務報告(平成29年7月20日)(その2)」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の連絡事項の一部」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書20の「文部科学省の連絡事項の一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(ウ) 文書21の「文部科学省の見解」及び「検討案の前提となる事項」

本件通知書2の(別紙)の表の「その理由」欄には、単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の(別紙)の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「法務相談票・特定市中学生に係る遺族側からの申入れについての対応(案)※平成29年7月21日分」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の見解」及び「検討案の前提となる事項」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書21の「文部科学省の見解」及び「検討案の前提となる事項」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(エ) 文書22の「相談結果」、 「検討案の前提となる事項」及び「文部科学省の見解」

本件通知書2の(別紙)の表の「その理由」欄には、単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の(別紙)の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「業務報告(平成29年7月21日)」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「相談結果」、 「検討案の前提となる事項」及び「文部科学省の見解」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書 2 2 の「相談結果」，「検討案の前提となる事項」及び「文部科学省の見解」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(オ) 文書 2 4 の「文部科学省からの回答の一部」

本件通知書 2 の（別紙）の表の「その理由」欄には、単に「条例第 7 条第 6 号該当」と記載されているのみである。

本件通知書 2 の（別紙）の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「業務報告（平成 2 9 年 7 月 2 8 日）」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省からの回答の一部」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書 2 4 の「文部科学省からの回答の一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(カ) 文書 2 6 の「相談結果」，「別紙 1 の顧問弁護士の案及びコメント」並びに「遺族側への回答についての一部」

本件通知書 2 の（別紙）の表の「その理由」欄には、単に「条例第 7 条第 6 号該当」と記載されているのみである。

本件通知書 2 の（別紙）の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「業務報告（平成 2 9 年 8 月 1 日）」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「相談結果」，「別紙 1 の顧問弁護士の案及びコメント」並びに「遺族側への回答の一部」との記載と合わせ読んでみても、当該部分について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

るを得ない。

よって、文書26の「相談結果」，「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」並びに「遺族側への回答についての一部」を不開示とすべき理由の付記は，不備であると判断する。

(キ) 文書32の「他県の状況」

本件通知書2の（別紙）の表の「その理由」欄には，単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書2の（別紙）の表の欄外には，「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり，この記載から，審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの，審査請求人において，同表の「行政文書の名称」欄の「特定市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会に係る経費について」との記載や「開示することができない部分の概要」欄の「他県の状況」との記載と合わせ読んでみても，当該部分について，いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより，どのような支障が生ずるのかということまでは，知ることができないといわざるを得ない。

よって，文書32の「他県の状況」を不開示とすべき理由の付記は，不備であると判断する。

(3) 本件通知書3の不開示理由の付記について

本件通知書3の（別紙）には，行政文書の名称及び開示をしない理由として根拠規定を引用したものが記載されていることが認められる。

ア 文書36が条例第7条第2号に該当する理由の付記について

本件通知書3の（別紙）の表の「行政文書の名称」欄の「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」との記載及び「開示をしない理由」欄の「条例第7条第2号該当」との記載から，当該行政文書が橋本県知事宛てに送られた書簡であり，通常，そのような書簡には，発信者の意見や感想など，個人的人格と密接に関係し，開示されることにより当該発信者の権利利益を害するおそれのある情報が記載されていると推測することができると考えられることから，審査請求人において，条例第7条第2号本文に該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，文書36を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

イ 文書34，文書35，文書37，文書38及び文書39が条例第7条第

6号に該当する理由の付記について

本件通知書3の(別紙)の表の「開示をしない理由」欄には、単に「条例第7条第6号該当」と記載されているのみである。

本件通知書3の(別紙)の表の欄外には、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるもののため」との記載があり、この記載から、審査請求人において当該情報が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは知ることができると認められるものの、審査請求人において、同表の「行政文書の名称」欄の「申入書(平成29年7月11日)」、「意見書(平成29年7月21日)」、「遺族側との打合せ①結果」、「遺族側との打合せ②結果及び資料」並びに「遺族側との協議結果(電話及びFAX)」との記載と合わせて読んでみても、当該文書について、いかなる事務又は事業に関する情報が開示されることにより、どのような支障が生ずるのかということまでは、知ることができないといわざるを得ない。

よって、文書34、文書35、文書37、文書38及び文書39を不開示とすべき理由の付記は、不備であると判断する。

(4) 小括

本件処分2及び本件処分3は、理由の付記に不備な部分(本件処分2については、条例第7条第5号及び第6号に係る部分、本件処分3については、同条第6号に係る部分)があることから、取消しを免れないものと判断する。

なお、当審査会は、後述の「3 本件処分2の妥当性について」において、不開示部分の全てを開示すべきと判断した部分に係る理由付記の妥当性については、判断しない。

3 本件処分2の妥当性について

上記のとおり、本件処分2及び本件処分3については、理由付記に不備があり、取消しを免れないが、審査請求人の不服の趣旨が理由付記の不備に加えて不開示の違法又は不当性にまで及んでいる、本件行政文書の次の(1)から(3)までの部分については、当審査会において見分した結果、開示すべきであると判断する。

なお、当審査会が開示すべきと判断した部分以外については、改めて、実施機関において、本件不開示部分について開示・不開示の判断を行い、不開示とする場合には、その理由を適切に付記した上で、処分を行う必要があることから、この答申においては、開示・不開示の是非について言及しない。

(1) 文書28の「調査委員会設置までのスケジュール(予定)の一部」等の
条例第7条第2号該当性について

ア 文書28の「調査委員会設置までのスケジュール(予定)の一部」

当審査会で見分したところ、「調査委員会設置までのスケジュール(予定)の一部」には、調査委員会を設置するまでに実施機関が予定している遺族側との調整時期に関する情報(以下「調整時期情報」という。)が記載されていると認められる。

実施機関は、調整時期情報について、「特定の個人を識別できる情報であるため同号本文に該当し、・・・不開示とすべき情報である。」と主張しているが、調整時期情報は、実施機関が今後予定している遺族側との調整時期にすぎず、特定の個人を識別できる情報であるとは認められない。

よって、調整時期情報は、条例第7条第2号本文に該当しないと判断する。

イ 文書29の「性別」、「年齢」及び「職業」

「性別」、「年齢」及び「職業」は、電子メールにより実施機関に県民相談を行った特定の個人の性別、年齢及び職業であり、当該電子メールには氏名等の記載があることから、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

しかし、「性別」、「年齢」及び「職業」は、氏名等の記述を除けば、これを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められ、条例第8条第2項の規定に基づき、部分開示できるものと認められる。

よって、「性別」、「年齢」及び「職業」は、条例第7条第2号本文に該当しないと判断する。

ウ 文書30及び文書31の「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」

当審査会で見分したところ、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」には、実施機関の職員が遺族の代理人弁護士の事務所を訪問した日を推測できる日及び当該訪問日が記載されていると認められる。

実施機関は、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」について、「遺族側と打合せをした日及びそれを推測できる日が記載されており、・・・公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」条例第7条第2号に該当すると主張しているが、文書30及び文書31に記載されている目的地は、遺族の代理人弁護士の事務所名及びその所在地であり、これを公にしても、遺族個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、遺族の代理人弁護士の事務所が個人事務所である場合、当該弁護士は、条例第7条第2号の「事業を営む個人」に該当し、実施機関の職員との打合せに係る情報は、弁護士の業務として行われたものであると考えられるため、同号の「当該事業に関する情報」に該当するから、実施機関の職員が遺族の代理人弁護士の事務所を訪問した日を推測できる日及び当該訪問日については、条例第7条第2号本文に該当しないと判断する。

よって、「旅行命令伺申請日」及び「旅行期間」は、条例第7条第2号本文に該当しないと判断する。

(2) 文書32の「調査対象者」の条例第7条第5号該当性について

当審査会で見分したところ、「調査対象者」には、今後、実施機関が設置する調査委員会が調査の対象とする者の範囲及び人数に関する情報が記載されていると認められる。

実施機関は、「調査対象者」について、「調査委員会が決定していない現在の状況では、公にすることにより、あたかも調査対象者がいじめと関わりがあるとの誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」条例第7条第5号に該当すると主張しているが、記載されている調査対象者の範囲は、社会通念上、通常、当該調査委員会が調査の対象とすることが想定される者の範囲であると考えられ、これを公にしても、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

よって、「調査対象者」のうち、人数以外については、条例第7条第5号に該当しないと判断する。

(3) 文書25の「事務処理のスケジュールその他必要事項の一部」の条例第7条第6号該当性について

当審査会で見分したところ、「事務処理のスケジュールその他必要事項の一部」には、実施機関が予定している事務処理についての遺族側への説明時期に関する情報（以下「説明時期情報」という。）が記載されていると認められる。

実施機関は、説明時期情報について、「公にすることは、ご遺族との信頼関係を損ねるおそれが大きく、ご遺族との信頼関係が失われると、調査自体が完遂できないこととなるおそれが大きい」と主張しているが、説明時期情報は、実施機関が今後予定している遺族側への説明の時期にすぎず、これを公にしても、遺族との信頼関係を損ない、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、説明時期情報は、条例第7条第6号に該当しないと判断する。

4 教示について

審査請求人は、本件処分1について、本件通知書1に審査請求を行うことができる旨の記載がなく、「教示の不備があるため、処分の取消は免れない。」と主張しているので、以下この点について検討することとする。

行政不服審査法第82条においては、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができること等を教示しなければならない旨規定されている。

しかし、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている（一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政不服審査法」370ページ）。

本件処分1については、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当するから、そもそも教示を要する処分ではない。

よって、本件処分1に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、失当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成30年	4月	24日	諮問受理
平成30年	6月	11日	審査（平成30年度第2回審査会第一部会）
平成30年	7月	9日	審査（平成30年度第3回審査会第一部会）
平成30年	9月	13日	審査（平成30年度第4回審査会第一部会）
平成30年	11月	26日	審査（平成30年度第5回審査会第一部会）
平成30年	12月	27日	審査（平成30年度第6回審査会第一部会）
平成31年	2月	18日	審査（平成30年度第7回審査会第一部会）

別表 1

	行政文書の名称
文書 1	知事定例記者会見における発言要旨 170601 (抜粋)
文書 2	知事定例記者会見における発言要旨 170725 (抜粋)
文書 3	申入書 (平成 29 年 7 月 11 日) に対するご回答 (平成 29 年 8 月 4 日)
文書 4	知事定例記者会見における発言要旨 170804 (抜粋)
文書 5	特定市の中学 3 年生が自殺した問題で県の新たな調査委委員会設置についての申し入れ (2017 年 8 月 9 日)
文書 6	特定市中学生の自殺に係る調査について (平成 29 年 9 月 7 日)
文書 7	特定市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例に係る議案の提出について (伺い) (平成 29 年 9 月 11 日)
文書 8	特定市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託について (伺い) (平成 29 年 9 月 12 日)
文書 9	特定市総合教育会議資料 (平成 29 年 9 月 21 日) ※役割分担, 並行調査実施要綱 (案)
文書 1 0	知事初登庁時記者会見における発言要旨 170926 (抜粋)
文書 1 1	議案の送付について (伺い) (平成 29 年 9 月 26 日)
文書 1 2	第 3 回定例会 平成 2 9 年度予算案関係資料 (抜粋)
文書 1 3	10 月補正予算案発表会見における発言要旨 170928 (抜粋)
文書 1 4	平成 29 年第 3 回定例会提案予定の主な議案等の概要
文書 1 5	議案等の概要
文書 1 6	特定市ホームページ 平成 29 年第 2 回市議会臨時会を 10 月 3 日に開催します (2017 年 9 月 29 日) (抜粋)
文書 1 7	知事提案説明要旨 (29. 10. 3)

別表 2

	行政文書の名称	不開示部分	不開示理由	開示相当部分
文書 1 8	旅行命令票（平成 29 年 7 月 19 日）	職員番号	別記の条例第 7 条第 2 号該当	
文書 1 9	業務報告（平成 29 年 7 月 20 日）	文部科学省の見解	別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 0	業務報告（平成 29 年 7 月 20 日）（その 2）	文部科学省の連絡事項の一部	別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 1	法務相談票・特定市中学生に係る遺族側からの申入れについての対応（案）※平成 29 年 7 月 21 日分	文部科学省の見解 検討案の前提となる事項	別記の条例第 7 条第 6 号該当 別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 2	業務報告（平成 29 年 7 月 21 日）	相談結果 検討案の前提となる事項 文部科学省の見解	別記の条例第 7 条第 6 号該当 別記の条例第 7 条第 6 号該当 別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 3	旅行命令票（平成 29 年 7 月 21 日）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記の条例第 7 条第 2 号該当	
文書 2 4	業務報告（平成 29 年 7 月 28 日）	文部科学省からの回答の一部	別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 5	法務相談票※平成 29 年 8 月 1 日分	事務処理のスケジュールその他必要事項の一部	別記の条例第 7 条第 6 号該当	事務処理のスケジュールその他必要事項の一部
文書 2 6	業務報告（平成 29 年 8 月 1 日）	相談結果，別紙 1 の顧問弁護士の案及びコメント 遺族側への回答についての一部	別記の条例第 7 条第 6 号該当 別記の条例第 7 条第 6 号該当	
文書 2 7	旅行命令票（平成 29 年 8 月 1 日）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記の条例第 7 条第 2 号該当	
文書 2 8	調査について（平成 29 年 8 月 9 日）※特定市と	調査委員会設置までのスケジュール（予定）の一部	別記の条例第 7 条第 2 号該当	調査委員会設置までのスケジュール（予定）の一部

文書 2 9	の打合せ資料 県民相談「特定市の虐め の放任について」（平成 29 年 8 月 16 日）	職員のメールアドレスの一部 送信者の氏名、性別、年齢、職業及びメールアドレス	別記の条例第 7 条第 2 号該当 別記の条例第 7 条第 2 号該当	性別、年齢及び職業
文書 3 0	旅行命令票（遺族側との 打合せ①）	問合せ内容 職員番号、自宅住所及び旅行経路の一部 旅行命令伺申請日及び旅行期間	別記の条例第 7 条第 2 号該当 別記の条例第 7 条第 2 号該当 別記の条例第 7 条第 2 号該当	旅行命令伺申請日及び旅行 期間
文書 3 1	旅行命令票（遺族側との 打合せ②）	職員番号、自宅住所及び旅行経路の一部 旅行命令伺申請日及び旅行期間	別記の条例第 7 条第 2 号該当 別記の条例第 7 条第 2 号該当	旅行命令伺申請日及び旅行 期間
文書 3 2	特定市立中学校の生徒の 自殺事案に係る調査委員 会に係る経費について	調査対象者	別記の条例第 7 条第 5 号該当	調査対象者の人数以外の部 分
文書 3 3	旅行命令票（平成 29 年 9 月 22 日）	他県の状況 職員番号	別記の条例第 7 条第 6 号該当 別記の条例第 7 条第 2 号該当	

別表 3

	行政文書の名称	不開示理由
文書 3 4	申入書（平成 29 年 7 月 11 日）	別記の条例第 7 条第 6 号該当
文書 3 5	意見書（平成 29 年 7 月 21 日）	別記の条例第 7 条第 6 号該当
文書 3 6	橋本県知事宛て書簡（平成 29 年 8 月 17 日消印）	別記の条例第 7 条第 2 号該当
文書 3 7	遺族側との打合せ①結果	別記の条例第 7 条第 6 号該当
文書 3 8	遺族側との打合せ②結果及び資料	別記の条例第 7 条第 6 号該当
文書 3 9	遺族側との協議結果（電話及び F A X）	別記の条例第 7 条第 6 号該当

別記

○条例第 7 条第 2 号

31

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。

○条例第 7 条第 5 号

県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもののため。

○条例第 7 条第 6 号

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。